別表十二（十九）　記載要領

この表は、青色申告書を提出する法人で電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第14号（定義）に規定する発電事業を営むものが所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号。以下この記載要領において「令和５年改正法」という。）附則第43条第１項（原子力発電施設解体準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和５年改正法第10条の規定による改正前の租税特別措置法第57条の４第３項から第６項まで（原子力発電施設解体準備金）又は令和５年改正法附則第43条第２項から第５項までの規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十三㈣の表を次のように改める。